

菊川市保育士登録制度運用マニュアル

(目的)

第1条 この運用マニュアルは、増加が予想される保育ニーズに対応するため、保育士等の資格を有する人材の情報を登録する制度を設置し、幼稚園、保育所、認定こども園、小規模保育事業所（以下「保育所等」という。）において、働き手を求める事業者と就労を希望する者に対して必要な情報を提供することにより、担い手を確保し、保育士不足による待機児童を解消することを目的とする。

(登録の対象者)

第2条 保育士登録制度に登録する者（以下「登録者」という。）は、次の各号のいずれかの資格を有するものとする。

- (1) 幼稚園教諭
- (2) 保育士

(登録)

第3条 保育士登録制度に登録を希望する者は、菊川市保育士登録届出書（様式第1号）をこども政策課に提出するものとする。

- 2 前項の規定により提出があったときは、速やかに審査し、菊川市保育士登録台帳（様式第2号）にその内容を登録するものとする。
- 3 第1項の提出は、電話等による聞き取りでの受付も可能とする。

(情報の提供等)

第4条 こども政策課は、登録者に対し、保育所等での就労に関し必要と思われる情報の提供を行うものとする。

- 2 こども政策課は、保育所等に対し、登録者情報の提供を行うことができる。ただし、情報提供の際は、登録者の同意を得るものとする。

(登録の解除)

第5条 登録者が保育士登録の解除を希望するときは、菊川市保育士登録解除届出書（様式第3号）をこども政策課に提出するものとする。

- 2 前項の規定により提出があったときは、菊川市保育士登録台帳から当該情報を削除するものとする。
- 3 第1項の提出は、電話等による聞き取りでの受付も可能とする。

(個人情報の保護)

第6条 保育士登録制度に登録された個人情報の適正な取り扱いの確保に関しては、菊川市個人情報保護に関する規定等に準ずる。

(庶務)

第7条 保育士登録制度に関する庶務は、こども未来部こども政策課において行う。

様式第1号（第3条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

菊川市保育士登録届出書

(フリガナ) 登録者氏名	
生年月日	昭和・平成 年 月 日
住 所	
連 絡 先	自宅 — — 携帯 — —
免許・資格 取得年月日	<input type="checkbox"/> 幼稚園教諭1種 (取得年) 昭和・平成・令和 年
	<input type="checkbox"/> 幼稚園教諭2種 (取得年) 昭和・平成・令和 年
	<input type="checkbox"/> 保育士 (取得年) 昭和・平成・令和 年
保育所等へ の情報提供	<input type="checkbox"/> 可 <input type="checkbox"/> 不可
今後の就労時期	<input type="checkbox"/> いつでも <input type="checkbox"/> 令和 年 月ごろ
希望勤務時間	<input type="checkbox"/> 時間(ぐらい)
希望勤務場所	<input type="checkbox"/> 市内全域 <input type="checkbox"/> 地区

※差支えないようでしたらご記入をお願いします。

これまでの勤務履歴 _____ 園 _____ 年間

_____ 園 _____ 年間

ご登録ありがとうございます。ご登録いただいた情報は、菊川市保育士登録制度の業務でのみ使用いたします。

担当課 菊川市役所こども政策課 (0537-37-1171)

市確認欄

受付日	受付者	台帳登録	登録番号
年 月 日		<input type="checkbox"/>	

